

令和5年5月26日
防災くらし安心部

報道関係者 各位

令和5年度山形県消費生活サポーター委嘱状交付式・研修会の開催

県では、悪質商法などの複雑・多様化する消費者被害の未然防止のため、地域と消費生活センターを結ぶパイプ役として啓発活動等を行う「山形県消費生活サポーター」（県民ボランティア。以下「サポーター」という。）を平成21年度から委嘱しています。

今般、新たにサポーターに委嘱する方及び再委嘱する方に対し、下記のとおり委嘱状交付式及び研修会を開催しますので、取材をお願いします。

記

- 1 日 時 令和5年6月6日（火）13:30～15:30
- 2 場 所 県庁講堂（山形市松波二丁目8番1号）
- 3 内 容

- (1) 委嘱状交付式（13:30～13:45）
- (2) 研修会（13:45～15:30）

サポーターとして地域で活動するために必要な知識、心得等を学びます。

4 出席者

- (1) サポーター 15名（新規委嘱者4名、再委嘱者11名）

参考 サポーター数:104（個人サポーター103名、団体サポーター1団体）

（※令和5年5月18日現在）

- (2) 県の消費者行政担当職員及び消費者教育コーディネーター

5 その他

- (1) サポーターの概要については、裏面を御覧ください。
- (2) 傍聴及びカメラ撮影は可能です。



山形県消費生活センター
キャラクター「ケロちゃん」

担 当：消費生活・地域安全課 課長補佐（消費者行政推進担当）
安達 清美 電話：023-630-3306 F A X：023-625-8186
報道監：防災くらし安心部次長（兼）危機管理広報監 柴崎 渉

～山形県消費生活サポーターとして活動してみませんか～

「山形県消費生活サポーター」は、消費生活センターと地域を結ぶパイプ役として、消費生活センターからの情報を身近な人や地域、団体に伝えたり、地域の情報やニーズを消費生活センターに情報提供していただくボランティアです。

【応募資格】 次のア～イの全てを満たす個人及び団体
ア 満 18 歳以上で山形県内で活動可能な方
イ 消費生活や消費者問題に関心のある方
※ 資格や経験は問いません。

【委嘱期間】 委嘱の日から起算して2年を経過する日の属する年度の年度末まで（更新可）

【活動内容】

消費生活サポーターには、「消費生活に関心のある方」「消費生活の活動をしている方」「消費生活の知識のある方」それぞれの知識や経験にあわせて、**自分にできる活動**をお願いしています。

○活動例

- ・ 県から送付されるチラシなどを読んで消費生活に関する知識を身につける
- ・ 県内で行われる研修会や消費生活出前講座を聴講する
- ・ 県の依頼を受けて土日・夜間の消費生活出前講座の講師を務める
- ・ 地域のイベントなどの際に消費者啓発パンフレットを配布する
- ・ 身の回りで起こった悪質商法の被害などを消費生活センターに報告する

など

【研修会など】 新規サポーター委嘱状交付式・研修会（6～7月）
消費生活サポーター等研修会（9～11月、県庁及び各総合支庁）



（令和4年度委嘱状交付式）



（サポーター等研修会）